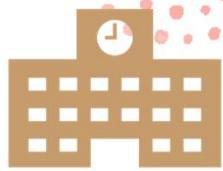


つくば市芸術文化鑑賞・体験事業



アーティスト登録制度のご案内



つくば市立小中義務教育学校に在籍する児童生徒を対象として、各学校にアーティストを招へいして教室、体育館等で芸術文化を鑑賞・体験する事業を実施しています。

芸術文化鑑賞・体験事業の更なる充実を図るため、ご協力いただけるアーティストの方は、ぜひご登録をお願いします。

～ご登録から事業実施まで～

1 ご登録

いばらき電子申請・届出
サービスから登録申請
※登録条件など

留意事項は
裏面をご覧
ください。



2 学校から 公演希望の連絡

- ・アーティストと学校間で
事業内容や公演料等、
各種調整
- ・教育総務課との委託契約
手続き

3 芸術鑑賞・ 体験事業実施



お問合せ

つくば市教育局教育総務課企画調整係
〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1
電話:029-883-1111(代表)

午前8時45分～午後4時30分(土日祝日・年末年始を除く)
メール:edc010@city.tsukuba.lg.jp

【登録条件】

- 芸術・文化分野(例:音楽、舞踊、美術、演劇、伝統芸能、現代アート等)での活動実績を有する個人又は団体であること。
- 学校の依頼に応じて、平日の日中に活動を実施できること。
- 児童生徒の表現力や感性の育成に意欲を有すること。
- 児童生徒に対する理解があり、年齢や発達段階に応じた言葉遣いや活動内容の調整など、教育的配慮ができること。
- 以下のいずれにも該当しないこと。
 - ア 18歳未満の者(ただし、保護者の同意がある場合を除く。)
 - イ 公序良俗に反する活動を行う、又はそのおそれがある者
 - ウ 政治的又は宗教的活動を目的とする者
 - エ 暴力団又はこれに準ずる団体と関わりのある者
 - オ つくば市教育委員会又は他の登録者の品位を損なうおそれのある者
 - カ 第三者の著作権その他の知的財産権を侵害するおそれのある者
 - キ 偽り又は不正な手段により登録した者
 - ク その他、芸術文化鑑賞・体験事業の実施について教育長が適当でないと認める者

【留意事項】

1. この取組は、アーティストの情報を各学校に広く紹介するものです。登録することにより、各学校からの事業実施の依頼があることを確約するものではありません。
2. 登録した情報は、つくば市の個人情報保護方針に基づき管理します。また、登録いただいた情報は、各学校に提供するものとし、芸術文化鑑賞・体験事業の実施以外の目的には使用しません。
3. 事業実施の様子をSNSやホームページに掲載する場合は、児童生徒の顔や氏名など、個人情報が映っていない写真を使用してください。
4. 芸術活動の内容が学校教育活動として相応しくないときは、登録の希望に添えない場合又は登録を取り消す場合があります。
5. 学校運営の妨げになるおそれがあるため、各学校への芸術活動の宣伝・営業につながるご連絡はお控えください。